

旭川市職労

ニュース

ホームページ... <http://www.fsinet.or.jp/~jitiroas/> Eメール... z-asrk.s@fsinet.or.jp

5・15 沖縄平和行進、参加報告

参加者: 南本・和久

5月13日から17日にかけて、沖縄で開催された「2010・5・15 沖縄平和行進」に市職労から2名で参加をしてきました。

当初、沖縄といえば「青い海」と「輝く太陽」のイメージを持っていましたが、梅雨入りしているとはいえ、この時期「カラ梅雨」がほとんどの沖縄が土砂降りの雨であり、この天気は最後まで続くこととなります。38年前の5月15日、沖縄が日本に復帰した日も同じような土砂降りだったこと知り、今、基地問題で重要な局面を向かえている沖縄で、今回の平和行進の“重み”を感じる出来事となりました。

沖縄に到着した翌日、平和行進に先駆け、沖縄の歴史を知るために当時の戦跡を訪れ、現地のガイドの方から貴重なお話を聞く機会をいただきました。

当時の日本の教育は、「鬼畜米英」であり、捕虜になれば悲惨な結末が待っていると、国民は植え付けられており、沖縄に上陸した米兵から身を隠すために逃げ込んだ、鍾乳洞の壕(ガマといいますが)でも、捕虜になるより自決を！の教えが徹底され、ガマを発見した米兵が投降を呼びかけるも、多くの人々が自ら命を絶っていたそうです。

その悲惨な光景を、それぞれの戦跡で目の当たりにしたとき、今回参加した多くの方は涙を堪えることが出来ませんでした。

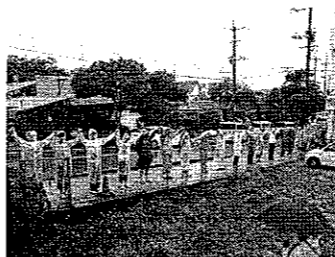
戦跡を巡る途中、現地のガイドの方が基地の問題にふれ、「私たちはもう誰も死なせたくない。戦争は人を死なせ、基地は戦争のために存在する。だから基地はいらないのです。」と話されたのを聞き、メディアが報じる米兵の犯罪や、爆音問題だけが沖縄の、そして基地の問題ではないことを痛感したと同時に、改めて“戦争”の真実を知ることの大切さを感じました。

沖縄が日本に復帰した15日に開催された平和行進は、3つのコースで全国から集まった5000人を超える仲間が、平和と基地の廃止を訴え行進を行いました。私が参加をした西コースは現在問題になっている宜野湾市の普天間基地の周りを通るコースとなっており、まずその基地の大きさに言葉を失いました。



た。まさによく言われるとおり、「沖縄の中に基地があるのではなく、基地の中に沖縄がある」状態だったのです。

普天間だけではなく多くの基地が存在する沖縄では、基地と基地の間に道路が通っており、右も左も基地のフェンスしかない光景があちらこちらで見受けられ、沖縄に住む人々はその狭間に肩を寄せ合って生活をしています。また、行進中の私たちにも通りかかった米兵の車が、クラクションを連呼しながら大声で罵声を浴びせかけ威嚇するなどのいやがらせがあり、沖縄が実態としていまだに“米国”であることを痛感しました。



行進の翌日、普天間基地を“人間の鎖”で囲む、普天間包囲行動が行われました。この行動は周囲13キロの普天間基地を一本の人間の鎖で包囲するもので、今回は5年ぶりに行われることになりました。

当日は滝のような雨の中、17000人が結集し、地元の方と県外からの参加者がともに手を取って、鎖が一本に繋がる瞬間を待ちました。そして迎えた午後2時30分、主催者の合図でついに鎖は一本に繋がれました。繋がっているあいだは車の通行も止め17000人の手と手が繋がっていることを考えると素直な驚きと同時に、この場に集まった人々の「基地撤去」に対する熱い思いがその手を通して駆け巡ったのを感じました。

今回、初めて沖縄の地を踏み感じたことは、県外に住む私たちが、余りにも沖縄の過去や現状を知らなすぎることです。連日、テレビや新聞などで沖縄について様々な報道がなされています。しかし、その情報は番組を作る側や記事を書く側の“フィルター”を通したものであり、それがそのまま沖縄の現実を現しているわけではありません。

日本の中で北海道は、もっとも沖縄から離れた場所です。だからこそ、沖縄を見てきた私たちは、見たこと、聞いたこと、感じたことをきちんと伝えていかなければならないと思います。

そして、沖縄を少しでも近くに感じることで、私たち一人ひとりが基地問題を自分たちの問題として捉え、考えていくことが重要だと感じました。

ぞ～んは沖縄から産地直送!! 普天間問題は混迷を極めていますが、自治労沖縄県本部から「物産品販売」で闘いの支援をされるよう要請がありました。決して「激安!」というわけではありませんが、ご希望の方は書記局までご連絡ください。

★ JA おきなわ「しーくわーさーまるごとしぼり」2本入りギフトセット (500ml×2本)
沖縄県産シークワーサー果汁100% (濃縮還元)

★ 3,000円 (税・送料込み) お料理に! はちみつやシロップを加えて夏はアイスで、冬はホットでお飲み物として! また、ご家庭で焼酎やソーダで割ってお楽しみください!

第29回政教分離を守る北海道集会6・5集会

とき 6月5日(土) 午後6時～
ところ 勤労者福祉会館 (5条通4丁目)
講演 「砂川政教分離訴訟最高裁大法廷判決の意義と機能」～井上二郎さん (大阪弁護士会)
参加希望の方は書記局へご連絡ください。

ホテルノースシティ リニューアル記念フェア

都市共済のホテルノースシティが4月～5月に客室全面改装を行い、6月からリニューアルしました。

これを記念して、6月1日～7月31日まで宿泊優待プランがありますので、ぜひご利用ください! (助成後+福利厚生会の助成も可) 宿泊の際は福利厚生会会員証をお忘れなく!!

※土及び祝前日、よさこいソーラン祭り期間は除外日となります。

部屋タイプ	宿泊料金	助成後
シングル	5,800円	2,800円
ツイン	5,600円	2,600円
トリプル	5,000円	2,000円

また、ホームページからの予約も開始しました!

会員ID: north パスワード: 0514

★さらに!! お得な北海道日本ハムファイターズ観戦宿泊パックもありま～す★(今からなら9月開催しか申し込みません...)

1日(18:00)ツツ	2日(18:00)ツツ	14日(18:00)楽天
15日(18:00)楽天	16日(18:00)楽天	18日(18:00)ツツ
19日(14:00)ツツ	20日(14:00)ツツ	21日(18:00)ツツ
22日(18:00)楽天	25日(18:00)ツツ	

S 指定席 7,700円 A 指定席 6,700円 C 指定席 5,200円
内野自由席 5,200円

「藤川まさし^(北海道選挙区)・えさき たかし^(全国比例代表)」
知友人紹介カード

公務員と選挙活動

公務員の政治活動に対する世論の批判が高まっていますが、私たち地方公務員は“地方公務員法第36条”により、政治的行為に対し一定の制限があります。しかし、公務員が制限されている理由は「公権力の行使」が問題であり、管理職が一般職員へ職権を利用して投票依頼することや、決裁権をチラつかせながら投票するよう働きかけることが問題なのであり、そもそも組合員レベルが活動することは大きな問題ではありません。また「選挙活動」とは、告示以降のこと(公選法第129条)であり、それ以外は『後援会活動』ですから、公示前の後援会入会活動や自分自身が後援会会員になることは公職選挙法や地方公務員法には全くふれません(役員になると少々話は変わりますが)。

地方公務員法第36条(政治的行為の制限)

職員は、政党その他の政治的団体の結成に参与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

1. 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
2. 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に参与すること。
3. 寄附金その他の金品の募集に参与すること。
4. 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁

舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

5. 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

→公務員が特定の政党・候補者を支持してはならないということは一切書いてない(それによって各号の政治的行為をしてはならないということだけ)

【公営企業職員・現業職員は適用除外】

地方公営企業法第39条(他の法律の適用除外等)

企業職員については、地方公務員法第5条、第8条(第1項第6号、第3項及び第5項を除く。)、第14条第2項、第23条から第26条の3まで、第26条の5第3項、第37条、第39条第4項、第40条第2項、第46条から第49条まで、第52条から第56条まで及び第58条、地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項、第7条、第8条、第14条、第15条及び第19条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第6条並びに行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定は、適用しない。

2 企業職員については、地方公務員法第36条の規定は、適用しない。

本人、知友人と「藤川まさし」「えさきたかし」の後援会に入会し、応援しましょう！
(記入後、書記局へ)

ふりがな				☎()	
お名前				お勤め先(職業)	
ご住所					
ご家族	続柄	年齢	お勤め先		

家族・親戚・知人・友人の方をご紹介下さい。(えさき たかしは日本全国どこにお住まいの方も可)

お名前		☎()	
ご住所			
お勤め先		あなたとのご関係	
☎()	-		

お名前		☎()	
ご住所			
お勤め先		あなたとのご関係	
☎()	-		

お名前		☎()	
ご住所			
お勤め先		あなたとのご関係	
☎()	-		

お名前		☎()	
ご住所			
お勤め先		あなたとのご関係	
☎()	-		

お名前		☎()	
ご住所			
お勤め先		あなたとのご関係	
☎()	-		

ご記入いただきました個人情報、本来の目的以外は使用いたしません。